別紙１

チーム千葉ボランティアネットワーク事務局規約

（名称）

第１条 この事務局は、チーム千葉ボランティアネットワーク事務局（以下「事務局」という。）と称する。

（事務所）

第２条　事務局の事務所は、千葉市内に置く。

（目的）

第３条 千葉市のボランティア活動のハブ機能として、幅広い分野において、市民のボランティア活動を支援することを目的とする。

（事業）

第４条 事務局は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する事業を実施する。

（１）チーム千葉ボランティアネットワークの運営

（２）ホームページの管理・運営・保守

（３）ボランティア情報やイベント情報等の収集及び発信

（４）市民ボランティア活動の支援及び育成等をする取組み

（５）ボランティア活動分野の拡大

（６）情報発信元の開拓

（７）メンバー登録の促進

（８）問い合わせ対応

（９）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第５条 事務局長１人、事務員を２人以上置く。

（職務）

第６条 事務局長は、事務局を統括する。

２　事務員は、事務局長を補佐する。

３　事務員は、事務局長が不在のとき、職務の代理を行うことができる。

（専決事項）

第７条　事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

（１）ボランティア情報やイベント情報の発信

（２）情報発信元の開拓

（３）メンバー登録

（４）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（情報発信元）

第８条　以下の全ての項目にあてはまる場合、情報発信元として登録することができる。

（１）千葉県暴力団排除条例に基づく排除対象に該当していないこと。

（２）反社会的勢力からの出資などの資金提供を受けるなどしていないこと。

（３）法令順守上の問題を抱えていないこと。

（４）風俗営業などの規制及び業務の適正化などに関する法律に規定する、風俗営業または性風俗関連特殊営業に該当しないこと。

（５）政治活動を行うまたは、特定の政治団体、政治家、候補者を応援していないこと。

（６）未成年者の場合、成人である代表者等の同意があること。

（情報発信）

第９条　以下の全ての項目にあてはまる場合、情報発信することができる。

（１）宗教活動ではないこと。

（２）特定の個人や団体の利益につながるものではないこと。

（３）参加者に大きな危険や責任を伴うものではないこと。

（４）活動がアルバイト等の報酬を得るものと同等でないこと（同じイベント等の中で公平である)。

（５）イベント等において、団体の構成員や会員のみの集まりでないこと。

（６）公序良俗に反しないこと。

（７）その他、事務局が不適当と認めていないこと。

（事業及び会計）

第１０条　事務局の事業及び会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（変更）

第１１条　この規約は、千葉市と協議し、変更することとする。

（その他）

第１２条 この規約に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、千葉市と協議し、決定する。

付 則

この規約は、令和４年４月１日から施行する。